

令和5年度第4回千代田区障害者支援協議会
相談支援部会

—議 事 録—

日時：令和5年10月26日（木）18：30～20：20

場所：千代田区役所 6階 601会議室

千代田区 障害者福祉課

■開催日時・出席者等

日時	令和5年10月26日（木） 18:30～20:20	
場所	千代田区役所 6階601会議室	
委員	学識経験者	大塚部会長
	医療関係者	平賀委員
	千代田区障害者相談員	廣瀬委員、小笠原委員、蒲生委員
	障害者及びその家族	大山委員
	社会福祉団体又は障害者福祉団体の代表者等	廣木委員
	事業者	的場委員、池谷委員、三橋委員
	就労支援関係者	秋元委員
幹事	区職員	清水障害者福祉課長、吉田児童・家庭支援センター所長
事務局	区職員	平澤児童・家庭支援センター相談支援係長 松田障害者福祉課障害者福祉係長 小坂部障害者福祉課総合相談担当係長 林田健康推進課保健相談係長
オブザーバー	事業者	坂田（相談支援センターくらふと）

■議事録

<開会>

○小坂部総合相談担当係長　まだ来られていない委員の方もいらっしゃいますが、時間になりましたので始めさせていただきます。令和 5 年度千代田区障害者支援協議会第 4 回相談支援部会を開催いたします。私は本日事務局を務めます、障害者福祉課総合相談担当係長の小坂部です。どうぞよろしくお願いいたします。部会の開催にあたりまして、障害者福祉課清水課長よりご挨拶申し上げます。

○清水幹事　皆様、こんばんは。障害者福祉課長、清水でございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の相談支援部会は、現在計画部会で改定に向けて議論を進めている千代田区障害福祉プランに掲載いたします、重層的な相談支援体制と相談支援の流れについてイメージ図を確認していただくとともに、基幹相談支援及び地域生活支援拠点等の実績について中間報告を行います。本日は事例検討として、児童の相談ケースを取り上げてまいります。委員の皆様におかれましては本日も活発な審議と忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小坂部総合相談担当係長　本日の会議につきましては議事録を作成いたします関係上、皆様のご発言を録音させていただきます。予めご了承ください。それでは、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。まず次第、委員名簿、座席表の 3 つがございます。そして資料 1「千代田区の障害等のある方への重層的な相談支援体制のイメージ図」、資料 2「千代田区の障害等のある方への相談支援のフロー図」、資料 3「千代田区における地域生活支援拠点等について」、資料 4「令和 5 年度 基幹相談及び地域生活支援拠点等の実績について（中間報告）」、資料 5「令和 5 年相談支援連絡会年間スケジュール」です。その他に事例検討用の資料で、A4 のものが 1 枚あります。資料が不足している方、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、本日の委員の出席状況の確認です。森田委員より欠席の連絡をいただいております。オンラインで廣瀬委員、三橋委員がご出席です。お 1 人、まだいらしていませんが委員総数 13 名のうち、11 名が出席で会議

が成立しております。また本日は、東京都から精神障害にも対応した地域生活ケアシステムの構築に関する業務委託を受けております相談支援センターくらふとの坂田コーディネーターにオブザーバーとして出席していただいております。よろしくお願いいたします。なお、本会議は原則公開としております。傍聴の方が来られた場合には、後方の席で傍聴いたします。よろしくお願いいたします。また傍聴者には、本日議題の中にあります事例検討については、個人情報の保護及び対象者の特定につながるおそれがございますので、退室いただく対応をとりたいと思いますのでご了承ください。

各委員、区の幹事、区職員のご紹介につきましては、お手元に配付いたしました委員名簿をもってかえさせていただきます。また本日も、障害者支援協議会の運営に関わっていただいておりますコンサルティング会社の株式会社コモン計画研究所より2名の方が参加しております。それでは、これ以降、議事に入らせていただきます。ここからは大塚部会長に議事進行をよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○大塚部会長 改めて、皆さん、こんばんは。部会長の大塚です。よろしくお願いいたします。相談支援部会は7月27日に第3回の部会があり、今回は第4回となっております。本日は、現在計画部会を中心に改定に向けて議論を進めている千代田区障害福祉プランに掲載されるイメージ図と地域生活支援拠点等の機能及び基幹相談支援の中間報告等を行っていただき、併せて事例検討を行う予定です。できるだけ効率的に会議を進行したいと思いますので、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。それでは次第に沿って、議題(1)「重層的な相談支援体制について」、事務局から説明をお願いいたします。

○小坂部総合相談担当係長 資料1「千代田区の障害等のある方への重層的な相談支援体制」と資料2「千代田区の障害等のある方への重層的な相談支援のフロー図」をご用意ください。こちら、2つの体制図は、10月4日に開催しました障害者支援協議会の計画部会で千代田区障害福祉プランの素案に掲載していたものと同じものです。相談支援部会の委員の皆様にはそちらに掲載する前にメールでご確認いただき、ご意見をいただきました。ご意見のすべてを反映できてはおりませんがまとめたものがこちらです。

資料 1 をご覧ください。こちらは大塚部会長に原案の作成に多大なご協力をいただきました。ありがとうございます。まず大塚部会長から説明していただいてもよろしいでしょうか。

○大塚部会長　今まで相談支援部会で重層的な相談支援体制と言っていましたが、「重層」をどのように捉えるか。国の相談支援体制を考えると、地域におけるそれぞれの役割に、機能が違う層があります。その層に沿って、相談支援体制を構築するとうまくいくのではないかと。これは、1つの標準的な案として国が出したということでもあります。これに則って千代田区のことを考えれば、先ほどおっしゃっていただいたように千代田区には千代田区の事情があると思うので、それに合わせて変えてもいいと思います。私は千代田区の個々の相談について、相談支援部会の会長として全体は把握していても、具体的な細かいところはわからないので、ぜひ色々な修正や千代田区流にアレンジしていただければと思っています。

ただ、全国に共通する標準的なものとしては、まず＜第 1 層＞があります。「基本相談支援を基盤とした計画相談支援」ということで、地域に相談支援事業所がいくつかあり、一番草の根的に相談支援を行っている所です。それについては計画相談ということで、「計画を 1 つつくといくら」ということで事業が成り立っている重要な現場ですが、計画相談だけで成り立っているというのは違うのです。一般的な色々な相談、千代田区の言葉で言うと「よろず相談」を地域で受けながら、その中から「この人については計画相談が必要だ」ということで計画相談に結びつける。最初から「計画相談だけする」ということはありません。それが「基本相談支援を基盤とした計画相談支援」という意味だと思っています。

そして＜第 2 層＞の、まさに今日の話にもなる「基幹的な相談支援（一般的な相談支援を含む）」をどう考えるか。基幹相談支援センターとして、2つの相談支援センターを想定しています。今、東京都の障害者施策推進協議会をまわしてきたのですが、話が出ていました。基幹相談支援センターはどうなっているか。35 区市町村で行っているということで、一番問題なのは、「各市区町村において、こんなに差がある」と、地域生活支援拠点もそうなのですが全然違う。そのような議論がなされています。標準的であることや、

質の担保をどうするのか。素晴らしい所もあるし、名前だけの所もある。基幹相談は、その設置が法的に努力義務ではあるけれど、とても大切です。これから基幹相談が担う役割は大きいので、そのような法的な位置づけも変わってきたこともあり、今回の障害福祉計画の中にきちんと位置づけるべきだという議論が行われているので、千代田区においてもそうだと思っています。具体的には、「●総合的・専門的な相談の実施」「●地域の相談支援体制強化の取組」です。それから「●地域の相談支援事業者への専門的な指導助言、人材育成」は、相談支援事業者あるいは相談支援専門員が専門的なことができるように指導したり、人材育成をする機能を基幹に担っていただきたいということです。あるいは「●地域の相談機関との連携強化」のハブになってほしい。まとめ役ですよ。ね。「●地域移行・地域定着の促進の取組」も基幹が行う機能として考えています。そして最後に、「●権利擁護・虐待の防止」は「虐待防止をはじめとした権利擁護」と言ってもいいかもしれない。地域の権利擁護支援体制をどうしていくか。今、権利擁護支援体制を地域につくることは地域福祉課で行っています。それは当然障害のほうにもきますので、これは大きな課題です。基幹の役割には、これらのことがあります。その機能にあった仕事をしていただきたいということとともに、やはり基幹が中心になることを理解していただきたいと思います。それが＜第2層＞ということです。この基幹相談支援センターは、右側にありますように、非常に大きな考え方のもとに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムをつくります。地域包括ケアシステムはまさに相談支援と一体的です。相談支援が基盤となる。それは高齢者の地域包括ケアシステムも同じですが、こことの関連が非常に強くなります。そうすると、精神障害の方の地域移行や地域定着も地域包括ケアシステムの中で謳われておりますので、基幹は精神障害だけではなく知的障害の方の入所施設からも含めて取り組む必要があると思っています。さらには地域包括ケアシステムの中にはピアサポーターの養成など人材に関する色々なことをして「地域の支援者を増やしましょう」ということ。これもまた基幹の仕事として期待されています。これが＜第2層＞です。中間的な役割があると考えればいいかもしれません。

そう考えると、＜第3層＞は「地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など」で、ある意味、政策をつくることかもしれませんが、障害者支援協議会やその中にある相談支援部会と一体的なものであると考えられます。ここにおいて、相談支援部会は協議会全体会に「千代田区の障害のある方への重層的な相談支援体制をこんなふうにつくっています。こんなふうに考えています」と相談、報告しながら、障害福祉計画とともに進めていくことは大切だと思います。相談支援部会で、「千代田区の相談支援体制をどのようにしていくか」と、障害福祉計画にどのように書き込みながらということもあるかもしれません。地域の＜第1層＞で出てきた相談支援、＜第2層＞のそれを引き受けた基幹相談、そのような中において地域に不足しているサービスがあると「やっぱりグループホームが足りない」と。相談支援事業者が受けるわけですから、書こうと思っても入所先のグループホームがなければ、これはやはり相談支援部会や障害者支援協議会にあげて、「現場における相談支援事業所からこのようなケースがあがってきた。こういう資源が足りないんです。増やしていきましょう」と、予算のことがありますので行政と一体的に障害者支援協議会を動かしていくことはまさに社会資源の開発かなと思っています。

それから、相談支援部会や障害者支援協議会で相談支援体制全体を考える、本当に一番大切なのは評価なんです。「地域の相談支援や基幹がどのようなことを行って、どのような結果を出して、どういう状況なのか。本当に機能しているのかどうか」ということを評価する場所として相談支援部会があると思っています。そうでないと、進展がありません。「次の3年後に向けて、どんなふうやっていくか」という、地域の相談支援事業者や基幹相談センターの評価をする場所。評価がない所には進歩がなく、そのままなんです。評価することによって、「ここの不足点をどのように改善、改良して、次に向けるか」と、まさにPDCAサイクルですが、そのようなことをするのが相談支援部会になります。そのような意味で、今後新たな観点から行っていたきたいと思います。

右側に精神障害にも対応した地域包括ケアシステムがあるので、これと非常に関係が深いということと、それからもう1つ、左側に子どものことが

あります。障害児です。4月からこども家庭庁ができて、インクルーシブな環境において、「障害の前に子どもである」という観点から子ども施策をつくっていかうなっています。これはある意味で千代田区においては子ども発達センター、児童・家庭支援センターと一緒に、子どもの分野ではあまり「障害」と言わないで、「障害児も含めた子どものことを行っている」という位置づけだと思うので、これに1つの方向性が見出せるのではないかと思います。ただ、障害のある子ども特有の色々なこともあるので、この相談支援部会に相談していただきながら、やはり障害者支援協議会で色々な課題について解決していくことも必要だと思っています。

全国で標準的なことをつくってくださいとなるとこのようなものになり、だいたいこれに沿って日本全国行っていると思いますが、千代田区はどうするのですかと、これから相談支援体制、それぞれの事業をうまくまわしていく、あるいは基幹相談支援センターをどのように、「こんなに多くの機能を持たせられても困る」という話かもしれませんが、そのような議論をしていきたいと思っています。そのための重層的な相談支援体制への1つの案として書いたものです。右上に、「地域における包括的な支援体制（社福法）」とありますが、障害分野だけではなく、もっと大きな、厚生労働省で言うと地域福祉課で地域全体をどのようにするか、「高齢者も児童も障害も含めて包括的な支援体制をつくれ」ときています。それもまた難しく、例えば、「包括的な支援をするコーディネーターを配置する」など具体的なものもきているので、そことの関係をどのように調整していくか。地域における包括的な支援体制、インクルーシブな地域共生社会、そのようなものを実現するために、その裏には大きな領域があることも考えながら、相談支援体制をつくっていくことが必要だと思っています。

○小坂部総合相談担当係長　ありがとうございました。私からは、一番下に注釈というかたちで書いていますが、「令和8年度開設予定の（仮称）神田錦町三丁目施設に併設する基幹相談支援は、千代田区よろず相談事業にて実施します」というかたちになりますので、ご承知おきいただければと思います。また、こちらのイメージ図については、障害福祉プランの障害者計画が令和6年度から令和11年度となります。その期間内に開設を予定しております、（仮称）

神田錦町三丁目施設を想定した上でのイメージ図になっておりますのでよろしくをお願いします。

○大塚部会長 それでは、ご質問やご意見を伺います。いかがでしょうか。今まで行ってきた的場委員や池谷委員は色々あると思うのですが、どうぞ自由な意見を言っていただきたいと思います。

○的場委員 千代田区障害者福祉センターえみふるの的場です。よろしく願いいたします。重層的な相談支援体制において、これは千代田区だけではないと感じていますが、やはり第 1 層の地域の相談支援事業所の基本相談ができている所とできていない所の差が事業所によってあることを感じています。というのも、相談支援事業の計画相談をしている所は地域の方に対して計画をしていくことが本来的な役割だと思うのですが、現状としましては、例えば居宅介護支援事業所や通所支援の事業所がご自身の施設を利用されている方にしかつからないことがあります。「それ以外の方は受け入れていないんです」という事業所が存在しています。それは一方ではわかるのですが、やはり今はそのような時代ではなくなっている。求められていることがそれだけではなくて、地域の方を対象にした相談支援が求められていると思っていますので、そのような事業所が増えていかないとこの部分が機能していかない。実際東京都から毎年度、「人数を出してください」という調査が来ます。それは、相談支援事業所に「計画相談以外の相談をカウントしてください」というものです。東京都は、「計画相談以外の相談をどれだけ受けているか」を知りたがっているということですので、そこが機能しているかということの落とし込みも含めて相談支援連絡会を今年度から始めているところもあります。正直、まだそこまでの足並みは揃っていないのですが、目指しているヴィジョンの共有をまずは図っていきたいと考えております。先ほど大塚部会長からお話がありましたが、その辺のチェック機能が相談支援部会で果たせると、こちらも相談支援連絡会で意見が言いやすくなり、「相談支援連絡会でこのような意見がありました」というかたちにできると思っています。その辺りの連携ができていくとよいと感じています。

○大塚部会長 ありがとうございます。現場の話として、どのように地域の相談支援事業所により仕事をしていただけるかということを含めて考えていかなければなりません。介護保険ができた時、自分の事業所に呼び込むような支援計画は非常に大きな課題でした。障害でもそうなのですが、例えば入所施設の相談支援専門員が自分の入所施設の利用者の計画をつくっていると、自らやりながら、自ら書くというのはまさに呼び込む、抱え込むことです。本当は、自分の事業所ではなく、他の事業所を使う人だけにします。そこまで強く言えるかどうか。そこまで国もあまり言っていないので。そのような課題があります。

○蒲生委員 計画相談を受ける場合には、区からの紹介はあるのでしょうか。

○的場委員 一般的なところで言いますと、リストのような一覧があります。まず「サービスを使いたいんです」と行政に相談に行かれることが多いと思います。その時に、「計画相談をしている事業者はこれだけあるので、ご自身で連絡をとってみてください」ということが一般的だと思います。ただ千代田区の場合で言いますと、実際に計画相談をしている事業所が限られているので、選択肢が少ない。えみふる一択のような状況に近いです。住民も増えていきますので、地域の計画相談ができる事業所が増えていかないと千代田区の相談支援の発展につながらないと思っています。今の状況がよしとは感じていません。

○大塚部会長 相談を受けて計画相談をつくると、その専門員の専門性が高まります。お金をもらって書くわけですからいい加減なことはいできないし、ニーズを把握する等相談の基本をそこで学べて、能力を高めていきます。おっしゃったように多くの所でできたほうがよいと思います。

○的場委員 あとは、利用者の方と相談員の相性もあります。現状では、えみふる内で「この相談員さんとうまくいかないんです」となった時に、本来であれば、事業所を変える選択肢があるといいと思うのですが、それがなかなか叶わないのでえみふる内で担当を変えるしかありません。それは利用者の方には不利益ですので、選択の幅が広がるのは利用者にとってプラスだと思っています。受けられる事業所が今後増えていくように、私たちもどう働きかけるかということが課題と感じています。

○小坂部総合相談担当係長 私どもの総合相談担当では「障害サービスを利用したい」という申請から始まりまして、障害支援区分を認定し、サービスの申請をすることで計画相談事業所を紹介していく流れになっております。紹介する際は区内の相談支援の状況を話し、実際に利用したいサービス、例えばえみふるの生活介護を利用したい方であれば、えみふるの相談支援事業所を紹介している状況です。そうすると、同じ事業所内というかたちになってしまいますので、その辺りについては、利用される方のご希望・ご意思を踏まえて、その他の事業所を紹介する体制をとってまいりたいと思います。

○大塚部会長 蒲生委員のご心配は障害のご本人やご家族がどこに相談しに行ったらいいかということも含めて、なんとなく「やっぱり区役所に行こう」「近くの相談支援事業所に行こう」など、情報のご本人とご家族に本当に伝えられているかということもあると思います。もし今後計画に書いていくのであれば、「千代田区内で相談を受け付ける場所はこのような所です」と、それぞれ特色もありますし、基幹はまた少し違うかもしれませんが、きちんとした情報が読む人にわかるような説明資料で周知することは大切だと思います。

○蒲生委員 施設の第三者評価ということがよくありますが、相談支援事業所にはないのでしょうか。

○大塚部会長 第三者評価はそもそも任意なんです。社会福祉協議会が委託されていて、そこから第三者評価という委員が来てチェックするのですが、それは任意であって、お金を払わなければならない。行政の監査は別にすれば、第三者評価として相談支援事業所を評価するしくみは日本においてはありません。だから相談支援部会が、第三者ではないけれども、そのような機能をもったほうがいいかなとお話をしています。質の担保ですよ。

○小笠原委員 千代田区に就労支援事業所はいくつかあると思うのですが、そちらに所属して支援を受けている方は、計画相談を受けているのですか。就労支援事業所でも、お願いすれば計画相談をするサービス管理者の方がいらっしゃるのですか。

○秋元委員 就労移行支援事業所で計画相談をもっている所はありますが、基本的には別になります。すべての方が受けているかというと、セルフプランを使っ

ている方もいらっしゃいますが、基本的にサービス利用になりますので、事前に計画相談を受けていると認識しております。

○小笠原委員 そうしますと、ご自分の所の相談以外に就労移行支援事業所の計画相談もお受けになっているということですか。

○的場委員 えみふるで言いますと、就労移行支援事業所をご利用されている方の場合はその就労移行支援事業所からご相談をいただくケースが多いです。「このような方がいて、サービス利用を考えているのですが、計画相談を受けてもらえませんか」とお話を伺うことが多いです。千代田区の就労移行支援事業所ですと、総武線が走っていますので千葉県など他区の方のご利用が多いです。えみふるは指定管理で他区の方はお受けしていませんので、そのような場合はお断りさせていただいています。他区の方ですと、通所先がご自身の地域でないと受けられませんということでお断りされるケースがあるようで、それでこちらに相談に来るケースが何件かあります。

○小笠原委員 ありがとうございます。もう1つ、学校は相談支援体制に関係してくると思うのですが、この図には学校がありません。

○大塚部会長 もちろんここに連携先としての学校や職業センター、就労支援センター、警察など全部が入って来ますが、この図は相談だけに特化して書きました。それらが書いてあったほうがわかりやすいということであれば、違う図になるかな。連携支援体制の図になってしまうかもしれません。子どもの時は学校があるし、保育所もあります。学校においては特別支援学級もありますし、障害の関係機関はさまざまありますが、相談に特化した図ということでご理解いただければと思います。

○小笠原委員 わかりました。ありがとうございます。

○小坂部総合相談担当係長 それでは、続きまして資料2の説明をさせていただきます。こちらはこれまで千代田区の重層的な相談支援について色々議論させていただいたものです。今回、資料1で相談支援の全体の体制が見えるかたちになりましたが、それとは別に重層的な相談支援の具体的な流れをおさえていただくということで、素案にも載せています。内容に大きく変わった点をお伝えいたします。

まずは「地域課題解決のシステムづくり」です。こちらでは、地域福祉計画と関連して障害福祉計画を考えていく必要があることから整理をしました。多機関が関わる相談支援において、新たな施策の検討が必要と思われるケースがあると思います。そのようなものについて、《ケースに応じた連携支援会議》を行います。この会議は地域生活コーディネーターが、コミュニティソーシャルワーカーや区内の各福祉分野のコーディネーター等により構成されるコーディネーター連絡会と連携し、新たな支援の検討、プランの適切さ、支援の終結、資源の創出等、議論・検討を行う場となります。コーディネーター連絡会は、昨年たちあがったもので、福祉総務課が担当しております。既存のコーディネーター連絡会には地域生活コーディネーターも含まれておりますので、そこを 1 つの検討の場として進めていけるのではないかと考えております。そちらで議論し、課題等が見えたところで、解決に向けた施策が新たに必要な場合は障害者支援協議会や相談支援部に報告・検討をあげていく流れができればいいと思います。下の※にコミュニティソーシャルワーカーについて「地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助等を組み合わせ、新たなしくみづくりに向けた調整やコーディネートを行います」と役割を想定しています。

○大塚部会長 ありがとうございます。「重層的」という言葉はいらないと思います。少しわかりづらいので、私が相談支援の流れは書き直しましょう。ご本人と家族がいて、どこに行ったらという絵を書かないといけません。ご本人がいて、「千代田区の相談を受け付ける所はこれだけあります」と、その中において、そこで解決したものはそれでいいし、計画相談が必要なものはこうなるし、さらに困難なケースや特に支援が必要で、連携が必要な場合は基幹につなげるなど、そのようなことをこれを基に書きます。時間はどうですか。

○松田障害者福祉係長 内容の修正については、個別にご相談させていただければと思います。

○大塚部会長 わかりました。皆さんに 1 回、「これでわかりますか」と聞けばいいと思います。相談支援で一番大切なのは、内容と人です。どの人が、どのように動くかということなので、特に基幹相談支援センターは地域生活コーディネーターが配置されたので非常に期待が高くなっています。その人が専門

性をもって、地域の相談支援事業所を指導することになりますし、連携の要になっていきます。その人の動き方如何によって、相談支援が全然変わってきますので、その人がどのような仕事をしなければいけないかをモデル的に示してやってもらわないといけません。

○小笠原委員 コーディネーター連絡会が昨年たちあがったということですが、地域生活コーディネーターの働きが具体的に見えてきません。今年、「どんな活動をしていらっしゃるのか」と伺った時に、「まだ状況を確認している」というお返事だったと思います。そこから具体的にどう変化していったか、教えていただけますか。

○的場委員 地域生活支援拠点等の整備で求められている項目があるのですが、今現在の千代田区の現状の洗い出しをえみふると MOFCA のコーディネーターにいただいています。地域生活支援拠点等の整備で、拠点型と面的整備がありますが、えみふるが拠点型、この表ですと（仮称）神田錦町三丁目施設も拠点型となっていますが現在はまだないので、MOFCA は面的整備という扱いになると思います。それぞれの分野で整備がされている所、されていない所の洗い出しをしています。それを受けて、相談支援連絡会などで「このようなことが足りていないので、今後整備が必要だ」と、まず相談支援事業所が共通認識をもつことが必要だと思っています。その結果については、今日資料として準備できなかったのですが申し訳ないのですが、「こういう現状があります」とご報告させていただき、「今後はこういった部分をこういったかたちで整備していく必要があるのではないか」と提案することが地域生活コーディネーターに求められていると感じています。

○大塚部会長 やはり地域生活コーディネーターの見える化が必要ですね。「こういうことをしているんだな」と、「がんばっているね」と。

○小笠原委員 はい、よろしくお願いします。

○大塚部会長 それでは、次に進んでよろしいですか。議題（2）「地域生活支援拠点等の整備について」、事務局よりお願いします。

○小坂部総合相談担当係長 資料3「千代田区における地域生活支援拠点等について」です。こちらのイメージ図は障害福祉プランの素案に載せているものです。先ほども申し上げましたが、プランの計画期間には令和8年度開設予定の（仮

称) 神田錦町三丁目施設が入っております。障害者福祉センターえみふると
(仮称) 神田錦町三丁目施設を多機能施設として位置づけ、地域生活支援拠点等に求められる 5 つの機能がこちらに集約されるようなイメージ図になっています。ただ実際は地域にあります事業所の協力を得ていけないといけない部分もありますので、こちらの 2 か所が中心ではありますが地域の事業所と連携、協力していくかたちで考えます。

イメージ図の下にあります、「千代田区内の主な地域生活支援拠点機能」については、9 月末現在での現状報告です。少し変わったところは、障害者福祉センターえみふるの「GH 体験の機会・場」を「検討」というかたちで入れさせていただきました。(仮称) 神田錦町三丁目施設についても「GH 体験の機会・場」を「検討」としております。これは、レベルが下がったということではなく、これから調整していくことを意味しています。障害者福祉センターえみふるについては、的場委員から補足していただければと思います。

○的場委員 先ほど小笠原委員から、「地域生活コーディネーターが何をしているか」とご質問がありましたが、まさにここの地域生活支援拠点機能の整備で動いているところでございます。「短期入所・緊急受入」の緊急受入と短期入所の違いですが、「緊急」という言葉は受け止め方が人それぞれ違うと感じています。実際に今計画相談で関わっているケースや基幹相談で関わっているケースで、『緊急』と言われるのはどのような案件が想定されるだろうか」について地域生活コーディネーターが洗い出しを行っています。こちらで把握している方たちで想定される緊急の場合に受け入れられる体制を整えておく調整をしています。

また「GH 体験の機会・場」は「検討」とありますが、実際には長期利用者の方や入所施設の方が地域に戻ってくるための生活体験としてのグループホーム利用であったり、親亡き後のために、ずっと親御さんと一緒だった方がグループホームや一人暮らしをする前の段階での体験機会を提供するために、えみふるではどのようなかたちで受け入れていくか。この辺りは制度の関係もありまして、グループホームで受けるのか、ショートステイとして受けるのか、区と協議しているところでございます。実は入院患者の方はシ

ョートステイが使えないという話があり、「地域移行のサービスを使っていればいい」など色々あったのですが、その辺が整理しきれていないところがあり、皆さんが地域で暮らしていけるステップ、段階としてご利用いただけるように、地域生活コーディネーター共々、えみふるで整理している状況でございます。

○大山委員 現場委員はよくご存じだと思いますが、娘がよく利用しています。えみふると（仮称）神田錦町三丁目施設とで短期入所・緊急受入はどう違ってくるのですか。私は精神障害の方の立場から言っているのですが、確か（仮称）神田錦町三丁目施設は精神障害の方にはあまり関わらないかたちでスタートする、と。精神障害の方が入れないので私は何も言えないかなと思うのですが、えみふるとこの（仮称）神田錦町三丁目施設の違いはグループホームに入れないだけの違いで、あとは同じ機能だと理解してよろしいのでしょうか。短期入所しない限りにおいては精神障害の方もこちらを利用できて、「じゃあ、行ってみましょうか」という雰囲気になってよいのでしょうか。

○清水幹事 （仮称）神田錦町三丁目施設のグループホームについては、主に知的障害、特に日中サービス支援型という、重い障害のある方でも生活できるグループホームを整備しています。ショートステイの「GH 体験の機会・場」は知的障害の方のみではなく、どのようなかたちで受け入れができるか、検討しております。

○大山委員 3 障害の中でやはり精神障害の方は、自分も障害者なのに他の障害の方と一緒にになると非常に気を使うと実際に子どもから聞いています。例えばショートステイで同じスペースにいととても気を使うのですけれど、「ここは無理です。元々対象ではないですよ」と言われると、「やっぱり精神はまだ受け入れられていないのかな」という感じがしてしまいます。

○大塚部会長 グループホームの対象も含めて、これから具体的にになっていく時に団体の方と相談していただければと思います。考え方としては、何々障害に特化というのは成り立たないと思います。ただ、どのような人を対象にするかは職員のスキルのこともありますので、できる範囲には限りがあるかもしれません。精神障害については、精神障害の中には認知症もあるし、統合失調症もあるし、アルコール依存症もあり、その中に発達障害、その中に知的障

害、そのような位置づけです。知的障害も元々精神障害なんです。そのように捉えようということで、障害だからというよりは、どのように困っている人がそこで生活できるかを中心に考えていったらいいと思います。実際は何々障害となるかもしれませんが、そこは調整ということでよろしく願いします。

○廣瀬委員 ケースバイケースで考えていただきたいと思います。利用者にとっても他の方との相性があると思います。「この方がいるとイヤだな」などがあるかもしれませんので、その辺は臨機応変に構えていただけるといいと思います。

○小笠原委員 地域生活支援拠点機能の「専門的人材の確保・育成」「地域の体制づくり」は大事なところだと思うのですが、3番「民間相談支援事業所」と4番「児童・家庭支援センター（子ども発達センター）」に何も記載されていませんがよろしいのですか。

○的場委員 こちらは相談支援事業所や児童・家庭支援センター、子ども発達センターが「人材の確保や養成をしません」ということではなく、あくまで地域の相談員の人材育成は基幹相談支援センターがするところになりますので、えみふるやよろず相談で勉強会や研修を担う意味で1番と2番に印がついています。

○小笠原委員 何も記載がないと、「しない」と見てしまうので、注として基幹相談支援センターが担っていくことを書くなど、何か必要だと感じました。

○小坂部総合相談担当係長 こちらに載せているのは、地域生活支援拠点機能がどのようなかたちで進んでいるのかを適宜評価や状況確認をしていくものでして、これらの機能を含めていくことについて取り組んでいきたいと思っております。実際に行うのは、的場委員がおっしゃったように基幹相談支援センターが中心となって事例検討をするなど、相談員全体の質を上げていくことです。その辺りも 見えるようなかたちで載せていければと思います。

○大塚部会長 よろしいですか。それでは、資料4について事務局よりお願いいたします。

○小坂部総合相談担当係長 資料4をご覧ください。前年度の、実績については数の問題など色々ありましたので、今回は基幹相談支援機能のえみふるとよろず相談

でカウントの取り方などを確認した上であげた実績となります。まず利用人数です。延べ人数は MOFCA が 168、えみふるが 67 となっています。相談形態内訳は、MOFCA が 406、えみふるが 114 と乖離がありますので、この辺りを含めて補足をしていただければと思います。

○的場委員 利用人数につきましては、そもそもの実人数が 44 と 15 と開きがありますので、延べ人数にも差が出ていると見ています。昨年度も少しお話をしていたかと思うのですが、事業所の形態が違うことによって大きな差が出ていると思っています。MOFCA は単体でされているので、お問い合わせが全部こちらに計上されているのかなと思うのですが、えみふるは相談支援だけではなく他の事業もしているので、代表に電話が来ると、1 階の事務所で電話を取るのですが、そこで済んでしまうケースもあります。それについては基幹まで話があがってこないもので、それは計上していません。また関係機関との連携数についても差がありますが、関係機関からのお問い合わせは計画相談にいただくことが多く、計画相談でいったん受けて、「このケースは基幹で」となれば基幹にくるかたちになっていますので、関係機関についての計上もしていません。あとは、実際に基幹で受けているケースとしては、セルフプランの方や日常的な相談で済んでいる方が多くありますので、そのような意味では関係機関と連携してというより、えみふるがその方に伴走しながら支援させていただくケースが多いので、あまり数字に計上されていないと思います。成年後見など、分野によっては社会福祉協議会に相談させていただくなどしていますが、もしここで「障害福祉サービスを使いたい」という話が出てくれば、そのまま計画相談へ引き継いでしまいます。そうすると、計画相談で行政とやりとりをするので基幹の数字としては計上しません。

○池谷委員 MOFCA の池谷です。この件数に関しては、的場委員からお話がありましたけれど、事業形態が違うということだと思います。問い合わせは件数に入れていません。実人数 44 の中で、何回もその方と関わらせていただく中で、延べ人数が 168 になっているところもあります。あと関係機関との連携数に関しましては、やはり複雑なケースが何件か入っておりまして、それこそ

重層的なかたちで色々な関係機関と連携をさせていただいています。数字の乖離があるのですが、これは適切な数字になっていると思います。

○大塚部会長 これについて、ご意見がありましたらよろしくお願いします。少しわかりづらいと言えはわかりづらいですが、1つの目安として考えたほうが良いと思います。これは1年間の実人数ですか。

○池谷委員 4月から9月までです。

○大塚部会長 利用した人が増えたかどうかという観点と、あとはみんな重複が入るから数が合わないんですね。それがあるので仕方ないかなと思います。本当は一番最後の数がみんな合っているといいので、重複しているものはどちらかにするのがいいかもしれません。それから支援協議会との関係で計画相談の数も必要だと思います。6つの相談支援事業所はあまり行っていないのかもしれませんがそれも含めて、今後は計画相談の数がきちんと伸びているかどうか。あとは重複してよくわからないので目安として見ていくしかないという印象です。

○小坂部総合相談担当係長 障害福祉計画における成果目標の、「相談支援体制の評価をしているか」について、相談支援部会をその場としていますので、計画相談の実数など全体的なところをこれからは出していければと考えております。

○大塚部会長 計画相談も見たほうが良いので、また少し考えましょう。他にご意見がありましたらお願いします。平賀先生はどうですか。

○平賀委員 重複の話で言いますと、「不安・情緒」がこのように多くなるのは、同じ人が「不安だ」と毎回相談していることも関係しているのではないかと思いますので、これを「このような相談内容が多い」という目安にしてしまうのはなかなか難しい。そのような見方が必要だと思いました。

○大塚部会長 ありがとうございます。次は、議題(3)「令和5年度相談支援連絡会の年間予定」についてお願いします。

○小坂部総合相談担当係長 資料5をご覧ください。こちらは相談支援連絡会の年間スケジュールとなっています。基幹相談で今年度しっかりと計画をたてたかたちになりますので、報告は池谷委員からよろしくお願いいたします。

○池谷委員 資料5について説明させていただきます。今までも相談支援連絡会は実施されてきたのですが、今年度は的場主任相談支援専門員を中心に、えみふ

るの基幹職員と MOFCA の基幹職員と、千代田区の福祉を活性化させたいという強い思いがある区内の支援者たちで今年の 3 月頃から話し合い、年間計画を作成いたしました。今年度の相談支援連絡会の目的は、区内の障害福祉に携わる相談支援専門員や相談員がざっくばらんに日頃の支援や悩みを話せて、事例検討ができる体験をしていただき、自然と地域課題が出てくる環境をつくることでした。実際に、外部から事例検討のファシリテーションをお招きして、相談員たちから地域課題が自然と出る経験もしていただきました。終了後のアンケートで、「事例検討の敷居が下がったので自分も次は事例を出してみたい」という声もあがっていました。連絡会の開催前と開催後にケースのお話をされている相談員たちの姿も見え、顔の見える関係性が少しずつできてきたと感じました。今年度はあと 1 回、第 5 回相談支援連絡会を残すのみとなっています。第 4 回まで行ってきた中で振り返りを行って、来年度は他機関をもう少し巻き込みながら、事例検討や勉強会を活性化していき、先ほど地域の第 1 層の話にありましたが、相談支援の質の向上に寄与していきたいと考えております。

○大塚部会長 ありがとうございます。ご質問やご意見がありましたらお願いします。

○蒲生委員 先日、相談支援連絡会に知的障害者相談員として参加させていただきました。ありがとうございました。専門家がいる中で、私たち地域の相談員がどのように役割を果たすことができるのか、色々考えさせられた勉強会でもありました。福祉サービスや介護サービスについては、専門職の方に介護や療育などはもちろんお任せしているのですが、障害のある方が実際に支援を受けて、「地域の中でどのように生活していくか」というところで私たち相談員としての役割、居場所づくりやどうしたら居心地がよくなるのかなど、考えていけたらいいなと思いました。

○大塚部会長 ありがとうございました。他にはいかがですか。大切な連携協議会のようなものでありますので、ぜひ引き続きお願いしたいと思います。今後、基幹の役割や位置づけがはっきりしていけば、反対に基幹は地域の色々な相談支援の専門員や事業所を育成するしくみですから、単なる話し合いをしていけばいいわけではないので、ご指導する立場になるので、そこも含めて機

能がより専門的になると思います。そこはよろしくお願いします。他には、全体的なことでもご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

○廣瀬委員 地域生活コーディネーターがどのような顔の方なのか、例えば区報などに載せられるのでしたら載せていただいて、PR したほうがよいと思います。11 月 12 日に千代田区民の体育大会が何年ぶりかで開催されるのですが、地域の方が半数以上参加するので、そこも PR できる最適な場所だと思います。

○大塚部会長 ありがとうございます。なるべく見えるかたちにしていくことが必要だと思います。それでは、よろしいですか。議題（4）「事例検討 1 ケース」について、よろしくお願いいたします。

— 事例検討 —

○大塚部会長 ありがとうございました。これからもケースをとおして、色々なことを学んでいきたいと思います。それでは、全体としてご意見がありましたらお願いします。なければ、事務局より連絡事項をお願いいたします。

○小坂部総合相談担当係長 次第の「3 その他連絡事項」をご覧ください。11 月 6 日（月）18 時 30 分より障害者支援協議会全体会を開催いたします。委員の皆様、ご参加の程、よろしくお願いいたします。こちらでは素案を確認していくことになります。

○大塚部会長 それでは、第 4 回千代田区障害者支援協議会相談支援部会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。